

自転車購入を補助

問商工観光課 ☎・有(582)1131 FAX(582)6947

4月1日以降の市内登録店舗での自転車購入費に、補助を行います。登録店舗や必要書類など詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
幼児同乗用自転車	(一社)自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車で、幼児が同乗できる座席を装備しているもの	上限7,500円 (20%)	申請時に満6歳未満の幼児と同居
普通自転車	三輪自転車または(一社)自転車協会認証対象の自転車 ※シティサイクル自転車(ママチャリ)		申請時に満50歳以上
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	——
スポーツ用自転車	日本産業規格(JIS)D9111:2016の ・一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの ・スポーツ専用自転車に分類されるもの		購入費用75,000円以上

☑市内登録店舗で購入後、5月1日(木)から電話または直接、上記へ。

☑・市内に本社、店舗などを置く事業者向け自転車購入補助金制度も、同時に受付開始します。詳しくは、市HPをご覧ください。
・令和5年4月1日から道路交通法が一部改正され、すべての自転車利用者はヘルメット着用が努力義務となりました。車種を問わずヘルメットの着用に努めてください。



個人向け



事業者向け

空き家活用推進補助金

問企画政策課 ☎・有(582)1162 FAX(582)0539

空き家の利活用を推進するため、空き家を「公益性の高い施設」として改修を行う際の経費について補助を行い、地域コミュニティの活性化などを図っています。補助金の活用は、必ず工事着工前に事前協議が必要です。詳しくは、上記へお問い合わせいただくか、市HPをご覧ください。

☑下記のすべてを満たすこと

- ・空き家の所有者または賃借者であること
- ・市内の空き家を、次のいずれかに該当する公益性の高い施設として改修し、かつ10年以上の継続的利用が担保される施設とすること
 - ①地域活性化に資する観光交流施設
 - ②子育て支援または高齢者の居場所づくりに資する施設
 - ③自治会などの活動拠点または多世代交流施設
 - ④共同仕事場(複数の利用者が、各々の独立した仕事を共同で利用する場)に資する施設
 - ⑤①～④のいずれかに準ずると市長が認めるもの

限度額 400万円(補助率3分の2)



ホームページ